

スクールカウンセラー 活用事業に係るガイドライン



平成29年6月

島根県教育庁教育指導課

1. 趣旨

(1) スクールカウンセラー（以下SC）導入の背景

複雑化、多様化する社会の中にあって、児童生徒が抱える課題も、不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子どもの貧困、虐待等多様化している。また、災害及び突発的な事件・事故等に見舞われることもある。児童生徒が抱える課題の解決に向け、生徒指導の一環として学校の教育相談体制の充実が求められており、特に、学校だけでは課題への対応が困難な場合も多く、個から集団・組織までを視野に入れた心理的な支援を行う高度な専門性を備えたSCの果たす役割に大きな期待が寄せられている。

(2) SC導入のねらい

SCは、学校の教育相談体制、生徒指導体制の中で、心理の専門家として、児童生徒、保護者、教職員に対し、心理に関する専門的見地からカウンセリングやアセスメント（見立て）、コンサルテーション（専門家による助言・援助を含めた検討）等を行うことが求められる。

また、学校全体を支援するという視点を持ち、個々の児童生徒の不登校、問題行動等への対応のみならず、コミュニケーションの取り方やストレスマネジメントに関する心理教育、学級環境の調整、教職員へのカウンセリングマインドに関する研修などにも積極的に活用することが重要である。

さらに、学校全体をアセスメントし、教育相談体制の改善充実を他職種と協働して推進していくことが重要である。

※ アセスメント（見立て）：解決すべき問題や課題のある事例（事象）の本人、家族、地域や関係者などの情報から、なぜそのような状態に至ったのかを探ること。個々の児童生徒のアセスメントにとどまらず、家族や教職員、関係する人々のアセスメント及びそれらの人々の関係性のアセスメントを含め、多面的多層的に見立てることが必要である。

2. SCの職務内容

SCは、校長等の指揮監督の下に、概ね以下の職務を行う。そして、各学校の実情等に応じて、教育相談コーディネーター等と連携しながら、SCの効果的な活用を行う。

(1) 児童生徒へのカウンセリング

- ・相談室での相談活動
- ・休み時間日常的な場面での声かけや相談活動（個別の相談だけではなく、児童生徒が集まる場面での自然な関わりの中での観察を通して、児童生徒の理解・援助につなげる。）

(2) 保護者への助言・援助

- ・来校した保護者への相談活動
- ・保護者に対する情報提供や講習会等の啓発活動

(3) 児童生徒集団、学級や学校集団に対するアセスメントと助言・援助

- ・児童生徒の抱える心理的課題及び健康面における発達課題に関して、面接及び授業観察等による見立て、学校に対して適切な配慮や支援方法についての助言・援助
- ・学級や学校全体における課題の把握のため、授業、学校行事への参加・観察、休憩時間や給食の時間を児童生徒と一緒に過ごすといった活動を通じ、学級や集団における個々の児童生徒、児童生徒間の関係、集団の状態、学校の状況等を見立て、学校に対して適切な配慮や支援方法についての助言・援助

(4) 児童生徒の困難・ストレスへの対処方法、児童生徒への心の教育に資する全ての児童生徒を対象とした心理教育プログラム等の実施

- ・事件、事故や自然災害の発生後等の緊急時には、全ての児童生徒が安心した学校生活を送れる環境づくりとして、集団に必要な取組や支援策（ストレス対処やリラクゼーションのプログラム等）を立案し、教職員に対する助言・援助を実施

(5) 不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子どもの貧困、虐待等を学校として認知した場合、自然災害、突発的な事件・事故が発生した際の援助

- ・不登校、問題行動、子どもの貧困、虐待、自然災害、突発的な事件や事故の当事者となった児童生徒に対するアセスメントとカウンセリング等の実施
- ・特にいじめの問題については、いじめ防止対策推進法第22条における「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」の一員として、同法に基づく対応を支援
- ・いじめ防止に積極的に関わるとともに、当該児童生徒に対して面談を行うなど、いじめの解消や再発防止を支援

(6) 教職員に対するコンサルテーション

- ・児童生徒への個別・集団対応に関する教職員への助言・援助
 - ・児童生徒への心理教育的活動の実施に関する助言・援助（プログラムコンサルテーション）
 - ・ケース会議等教育相談に関する会議での教職員への助言・援助
- ※ ケース会議：事例検討会やケースカンファレンスともいわれ、解決すべき問題や課題のある事例（事象）を個別に深く検討することによって、その状況の理解を深め対応策を考える方法。ただし、事例の状況報告だけでは効果のあるものにならない。
- ※ 教職員に対する助言はSCにとって非常に重要な仕事である。そのため、SCが積極的に教職員との人間関係を築き、情報交換を行える環境の形成が必要である。

(7) 教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の実施

日常的に児童生徒と接する教職員がカウンセリングに関する知識を習得し、心理面の問題に対処できるよう、校長の学校経営方針に基づき教員に対して基礎的なカウンセリングに関する研修を行うことが望ましい。

3. SCの効果的な活用のために

(1) スクールソーシャルワーカー（以下SSW）との連携

SCは、カウンセリング等を通じて、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決を支援する心理の専門家であるのに対し、SSWは、法律や制度を活用して、児童生徒と取り巻く環境に働きかけて、家庭、学校、地域の橋渡しなどにより児童生徒の悩みや抱えている課題の解決に向けて支援する福祉の専門家である。

それぞれの活動領域だけで集められる情報には限りがある。そのため、支援が必要となる個々の児童生徒に対して課題に応じた的確な対応を行うには、ケース会議や教育相談コーディネーター等を通じ、それぞれの活動領域以外の情報を共有し、連携して対応することが必要となる。

(2) SCの配置形態

SCは、学校や地域の状況等を考慮して、効果的な支援ができる形態を選択して配置する必要がある。配置形態の例としては以下のものがある。また、勤務時間についても、各学校で一律に定めるのではなく、例えば、学校種や児童生徒数で差を設けたり、より困難を抱える学校（地域）には勤務時間を長くしたりするなど、学校や地域単位で勤務時間を考え、学校や地域の実情に応じて柔軟に設定することが望ましい。

島根県においては、単独校方式を行っており、各校の勤務形態は、原則として次のいずれかとしている。

- ① 年35週、週1回（1回当たり4時間）
- ② 年25週、週1回（1回あたり4時間）
- ③ 年35週、隔週1回（1回当たり4時間）
- ④ 年10回（1回当たり4時間）

〈配置形態の例〉

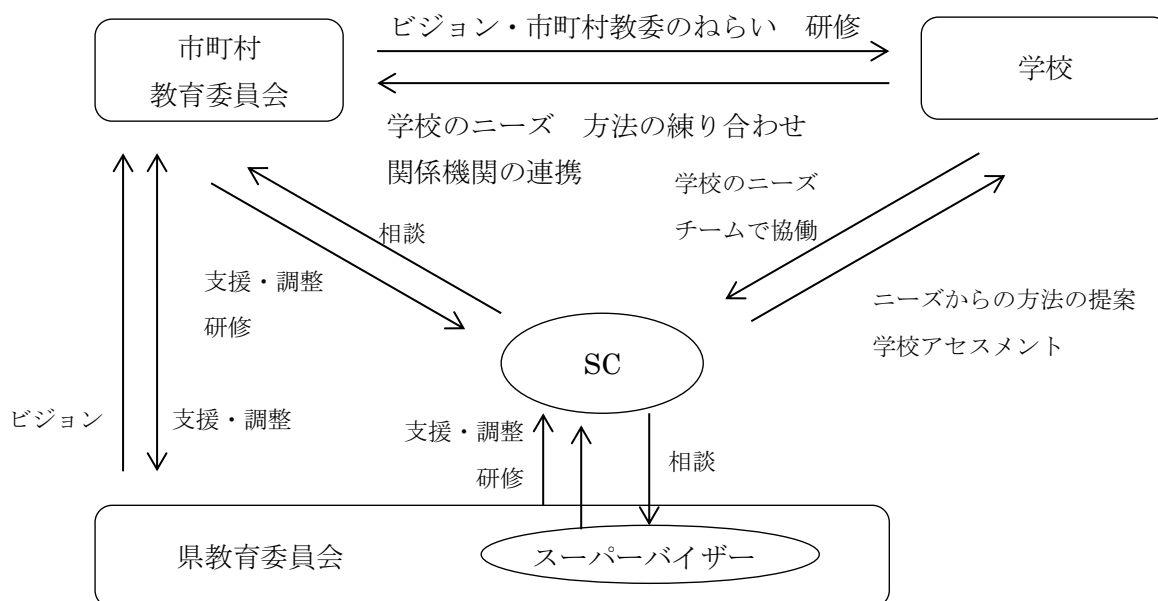
- ア 単独校方式：SCが配置された学校のみを担当するもの。
- イ 拠点校方式：（小中連携）中学校を拠点校とし、当該中学校区内の小学校を対象校として併せて担当するもの。
- ウ 拠点校方式：（小小連携）小学校を拠点校とし、当該小学校と同一中学校区内の他の小学校を対象校として併せて担当するもの。
- エ 巡回方式：教育委員会（教育事務所、教育支援センター（適応指導教室））等に配置され、学校を巡回するもの。

(3) 教育委員会における支援体制

県教育委員会、市町村教育委員会、学校の役割分担は以下の通りとすることが望ましい。

- ①県教育委員会：都道府県内の事業企画、事業進捗管理、諸情報の提供、市町村教育委員会支援、学校支援（設置者として）
- ②市町村教育委員会：事業の具体的実施計画の策定と実施、進捗管理、学校支援
- ③学校：SCの活用、SCに対する理解推進

(図)



①SCの役割等の周知【県教育委員会及び市町村教育委員会】

SCの専門性を活かすためには、学校、関係機関等にSCの役割などについて周知していくことが必要である。そのため、校長研修、教頭研修、生徒指導主事研修など様々な研修において、周知し、特に、管理職等がSCの存在意義等について、理解することが重要である。

②スーパービジョン体制の整備【県教育委員会】

SCの職務及び勤務形態が特殊であるため、SCが同じ専門職であるSCから助言・指導を受けることができない場合がある。そのため、教育委員会は必要に応じて、SCが同じ専門職であるスーパーバイザー等に相談し、自分の見立ての妥当性等について示唆を受けることができるスーパービジョンの体制を整える必要がある。スーパーバイザーには、見立てと手立てに関して指導ができ、教育現場と心理に関して専門的知識と経験を有している者を充てることが望ましい。

また、スーパーバイザーは、SCの専門性を活かした教育相談が行われているかについて、市町村教育委員会や学校の状況を把握し、必要に応じ改善に向け教育委員会やSCに対し助言・指導を行うことが望ましい。

③緊急支援が必要な場合の対応について【県教育委員会及び市町村教育委員会】

あらかじめ、担当指導主事、SC等で構成するサポートチームを編成し、学校だけでは対応が困難な事案が生じた場合に学校へ派遣する等、緊急事態時に学校をどのように支援又は対応するかを明確にしておくことが必要である。

④SCの研修の在り方について【県教育委員会及び市町村教育委員会】

SCは、様々な事案に対して的確に対応していくために、常にその資質・能力の向上を目指す

必要がある。そのため、教育委員会は計画的・組織的に研修会を実施することが必要である。なお、教育相談体制を円滑に機能させるために、SC、SSW、教職員など関係者を一堂に会したケース会議のシミュレーション研修なども有効である。

ただし、県と市町村の役割分担によっては、どちらか一方で研修を行うことも考えられる。

⑤関係機関との連携【県教育委員会及び市町村教育委員会】

児童生徒の支援に当たって、関係機関との連携が必要になる場合がある。そのため、地域の関係機関や人材を十分に把握し、各機関と日頃から連携を図るなどしてネットワークを構築しておくことが重要である。その際には、関係機関の専門性・役割をしっかりと理解することが必要である。主な関係機関の例は以下のとおりである。

福祉関係機関	児童相談所、福祉事務所、自立相談支援機関、要保護児童対策地域協議会の所管部署、児童家庭支援センター、民生委員・児童委員 社会福祉協議会、放課後児童クラブ、児童館、保育所、児童福祉サービス事業所（放課後等デイサービス等）、発達障害支援センター等
保健医療関係機関	保健センター、保健所、精神保健福祉センター、病院
刑事司法関係機関	警察署（生活安全課等）、少年サポートセンター、家庭裁判所 少年院、少年鑑別所、保護観察所、日本司法支援センター（法テラス） スクールサポーター、保護司、少年警察ボランティア
教育関係機関	教育支援センター（適応指導教室）、教育相談室、民間教育団体 民間教育施設、転出入元・先の学校、幼稚園
団体	臨床心理士会、社会福祉士会、精神保健福祉士協会、弁護士会
教育委員会内	家庭教育支援チーム（支援員）、土曜学校など学習支援、地域学校協働本部の地域コーディネーター、学校ボランティア 近隣の小・中学校・特別支援学校 等

⑥連絡会議の開催【県教育委員会（必要に応じて市町村教育委員会）】

教育委員会は、SCの効果的な活用を促進するため、関係者を参集し、策定したビジョンを示すとともに、SCの活用、SCの支援方法等について、研究協議や情報交換を行う連絡会議を開催することが重要である。特に、市町村教育委員会においては、管轄の学校における教育相談の状況を把握するとともに、関係機関と連携した効果的で迅速な支援のため、市町村内の児童生徒の状況や、具体的な事案における連携体制について共通認識を図るため、学校関係者、SSW、SC、福祉部署関係者を対象とした連絡会議を開催することが望ましい。

（４）学校における体制づくり

①校長の役割

校長は、学校の教育目標を示し、学校の目指す方向や学校が抱える課題を明確にすることが必要である。このビジョンを実効性のあるものとするため、教育相談主任、教育相談コーディネーター、生徒指導主事、養護教諭等の役割を明確化しておくことも必要である。

ア 教職員全体の共通理解

児童生徒の不登校、問題行動等への対応及びその解決は、児童生徒の指導の責任を担う学校が組織的に行うものである。児童生徒への対応をＳＣに任せきりにしては、学校がその役割を十分に果たしていないことになる。そのため、教育委員会において策定されたビジョンを基に、ＳＣの配置のねらいや専門性、役割等について全ての教職員が理解し、校長のリーダーシップの下、教育相談部及び学年の教員が組織的に児童生徒への対応・支援に当たる際に、ＳＣを組織の一員として効果的に活用することが重要である。

イ 教育相談コーディネーター役となる教員の位置付けと役割

教育相談コーディネーターは、学校全体の児童生徒の状況を把握し、関係教職員や関係機関等と連絡調整を図るなど、児童生徒の抱える課題解決に向けて調整することが求められる。これらの機能的な教育相談体制を構築するためには、中核となる教職員を位置付けることが必要である。

校務分掌においてもその旨を明確にすることが必要である。なお、教育相談コーディネーターを担当する教員については、（学校の実情に応じ）授業の持ち時数の考慮、学級担任以外の教職員とするなどの配慮が必要である。

教育相談コーディネーターの担う主な職務内容として以下の内容が考えられる。

1	ＳＣ、ＳＳＷの周知と相談受付	児童生徒やその保護者にＳＣ、ＳＳＷの周知を図り、相談の受付をする。相談の申込みの有無にかかわらず、実情に応じて、教育相談コーディネーターが積極的にアプローチしていくことも重要である。
2	気になる事例把握のための会議（スクリーニング会議）の開催	教職員から気になる事例があがるように工夫し、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主任・主事、ＳＣ、ＳＳＷなどのメンバーと共に事例の洗い出し、第一次的な方向性決定を行う。
3	ＳＣ、ＳＳＷとの連絡調整	児童生徒の抱える問題に応じて、ＳＣ、ＳＳＷも参画し、学校としての対応方針をまとめ、効果的な支援が行えるように調整する。ＳＣ、ＳＳＷの双方の支援が必要な場合には、学校の窓口として、両者間の業務調整などを行う。
4	相談活動に関するスケジュール等の計画・立案	教職員や保護者からの相談を受け、ＳＣ、ＳＳＷの勤務状況を鑑み、適切に相談計画を立案する。
5	児童生徒や保護者、教職員のニーズの把握	児童生徒や保護者、教職員が問題・課題をどのように捉えているか、現状についてどのように考え、今後どのようにしたいのかを把握する。
6	個別記録等の情報管理	個人情報保護等に配慮した記録の集約と管理を行う。

7	ケース会議の実施	児童生徒の抱える問題に応じて、学年でのケース会議、校内全体でのケース会議、関係機関を含めたケース会議などの開催を企画する。
8	校内研修の実施	ＳＣ、ＳＳＷの役割や、学校としての活用方針等を研修会場の場などを利用して、全教職員が共通理解できるようにする。また、必要に応じ、関係機関との合同研修会を企画するなど、普段から関係機関と情報交換を行えるようにすることも重要である。

ウ ＳＣの校内体制への位置付け

ＳＣが、事後対応だけでなく、予防的な対応を行うためにも、校長は、校内の生徒指導に関わる会議（生徒指導委員会、教育相談部会、いじめ・不登校対策委員会等）を定期的に開催して出席を要請し、ＳＣが助言及び援助できる体制をつくり、組織的な対応が図れるようにすることが望ましい。

エ 緊急支援が必要な場合の対応について

突発的な事件・事故・自然災害等への対応において、児童生徒の不安が高まったり、ＡＳＤ（急性ストレス障害）が起こったり、ＰＴＳＤ（心的外傷性ストレス障害）が起きることが予想されることからＳＣも加わり支援を行うことを検討する必要がある。

さらに、当該学校担当のＳＣだけでは対応できない場合は、児童生徒の心の安定を図るため、速やかに設置者である教育委員会に相談等を行い、緊急支援として教育委員会所属の心理の専門職等の専門家の派遣を要請することが必要である。

オ 活動環境の整備

ａ 教育相談室の設置

児童生徒がＳＣに安心して相談ができるようにするために、相談活動を行うための特定の場所（教育相談室等）を確保することが重要である。また、ＳＣと教職員との信頼関係の構築を図るため、コミュニケーションを図りやすくなるよう職員室にも席を設ける等の配慮が必要である。

ｂ 教育相談の環境整備

教育相談室は、相談する児童生徒等の秘密が確保できるようにすること、外部から直接相談する姿が見えないようにすること、相談中に第三者が入ってこないようにすることなどのプライバシー保護が必要である

また、壁の色など物質的な環境も含めて安心できる温かい雰囲気が感じられるようにすることなど、来談者の心情に十分配慮する必要がある。また、児童生徒がＳＣに相談しやすくなるよう全校集会等でＳＣを紹介するなど、相談しやすい環境づくりが重要となる。

カ 学校種間の連携

児童生徒の育ちを継続して支援していくためには、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校

等の異なる学校種間において切れ目のない支援を行うことが重要であることから、学校種間において情報を共有し、児童生徒への理解を深めるとともに、有効な支援を引き継ぎ、更に発展させる必要がある。また、児童生徒の転出入に際しても学校間の情報共有が必要である。

また、集団の育成という視点から小学校間の連携も求められる。

個人情報保護に関する条例を遵守し、情報提供に関して、児童生徒本人やその保護者から同意を得るように努めるなどして対応する。

キ 保護者等への周知

学校便り、ホームページ、ＳＣ便り等により、ＳＣの活動の様子を保護者や地域の相談機関等に周知するとともに、保護者会やＰＴＡ総会などの場を利用してＳＣを紹介し、その役割や仕事の内容を説明することが必要である。

②生徒指導主任・主事等との連携

生徒指導主任・主事はＳＣと校内の教育相談・生徒指導体制の充実を図るための協議や情報交換を行う機会設けることが望ましい。気になる事例把握のための会議（スクリーニング会議）の構成員となり、ともに児童生徒の課題を共有する必要がある。

③養護教諭及び学校医等との連携

養護教諭は、担任とは異なる視点から健康診断などの保健管理、健康相談等を通じ、学校医等は、健康相談、保健指導、健康診断を通じ児童生徒に関する情報を得ていることが考えられるため、養護教諭等とＳＣの連携を深め、必要な情報が共有できるようにする。また、養護教諭や学校医等が気になる事例把握のための会議（スクリーニング会議）の構成員となり、ともに児童生徒の課題を共有することが望ましい。

④教職員（担任等）との連携

個別相談を行ったＳＣとその児童生徒の担任や関係教職員が情報交換を行えるようにする。また、教職員とＳＣが関わる場を意図的に設定することにより、日常的な連携が図れるようにすることが望ましい。

4. ＳＣの業務遂行に当たって配慮すべき事項

（１）守秘義務について

ＳＣは、スクールカウンセラー（派遣職員）の労働条件に基づく守秘義務が課せられることとなる。

学校が児童生徒に対する指導や支援のために必要となる内容は、学校全体で管理することが基本となるため、ＳＣから学校に報告する体制を整備する必要がある。

ただし、ＳＣが職務上知り得た情報のうち、学校が児童生徒に対する指導や支援を行うために必要となる内容は、学校全体で管理することが基本となるため、学校に報告することが必要である。

そのため、地方公共団体は、臨床心理士等の職能団体が定めた倫理要項や行動規準、並びに、それぞれの職能団体が定める倫理綱領を理解した上で、教職員とのバランス及び組織的対応とのバランスを考慮し、適切に守秘義務を課す必要がある。

(2) 情報共有について

SCは、児童生徒の支援のための活動記録を作成するとともに、相談内容等を学校内で共有する必要がある。ただし、SCは個人情報扱うことが多いことから、法令等に基づき、その取扱いについては十分に注意する。

(3) 家庭訪問の方法について

SCの業務は、学校内におけるカウンセリング等が基本となるため、通常、家庭訪問は実施しない。ただし、児童生徒の指導上、校長が必要であると認める場合には、保護者の了解を得た上で、SCが家庭訪問を実施することは可能である。

なお、家庭訪問に際して、SCが対応するのか、SSWが対応するのか、学級担任や関係機関職員等に同行するのか、といった体制については、児童生徒や保護者の状況や児童生徒及び保護者との関係性等個別の事案に応じスクリーニング会議又はケース会議において検討し、校長が判断する必要がある。

(4) 児童虐待に係る通告

児童虐待に係る対応に当たっては、支援を行っていく中で、虐待事案であると確証が得られた場合のみならず、虐待である確証が得られない状況であったとしても、主観的に虐待があったと思われる場合は、市町村又は児童相談所等への通告義務が生じる。